

資料9

平成23年7月14日

総務部 経理用地課

工事契約における電子入札の対象拡大について

1 基本的な考え方

電子入札の実施は、「練馬区入札制度改善推進委員会第二次報告」（平成17年3月）を受け、工事契約案件については、対象案件を段階的に拡大し、現在、予定価格1000万円以上の案件に適用している。また、物品・委託契約については、案件の性質上、電子入札システムでの実施が困難なものを除き、原則としてすべての案件で電子入札を実施している。

談合等の不正防止や透明性の確保のため、工事契約案件における電子入札の対象を拡大し、予定価格130万円以上の工事契約案件で電子入札を実施する。

2 対象となる案件数等

	平成22年度		平成23年度（平成23年6月30日現在）	
	総件数	（うち予定価格 1000万円未満）	総件数	（うち予定価格 1000万円未満）
建築	60	16	35	4
電気	35	13	14	3
機械	37	10	23	4
土木	75	4	24	2
造園	32	12	9	4
その他	56	42	18	12
合計	295	98	123	29

3 適用時期

平成23年10月1日以降に公表する案件から適用する。

4 その他

入札方式は変更せず、引き続き、予定価格1000万円以上の案件は制限付き一般競争入札、予定価格1000万円未満の案件は希望制指名競争入札で行う。